

社団法人 全日本アミューズメント施設営業者協会連合会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 社団法人全日本アミューズメント施設営業者協会連合会(以下「本会」という。)は、アミューズメント施設営業者の適正な運営を確保して、アミューズメント施設営業の健全な発展及び社会的な地位の向上を図り、もって善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持並びに健全な育成その他公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、東京都千代田区に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 正会員を構成する者の営む事業に対する指導及び連絡
- (2) アミューズメント施設営業の適正化に関する自主規制
- (3) アミューズメント施設営業の適正化に関する啓蒙啓発
- (4) アミューズメント施設営業に関する苦情の処理
- (5) アミューズメント施設営業者に対する研修会等の開催
- (6) アミューズメント施設営業に関する調査、研究及び統計の作成
- (7) アミューズメント施設営業者に対する適正な遊技設備の紹介
- (8) アミューズメント施設営業者及び従業員の福利厚生
- (9) 主務行政庁の行うアミューズメント施設営業の適正化に関する施策に対する協力
- (10) 関係機関、団体等が行う防犯活動及び青少年健全育成活動に対する協力
- (11) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員 都道府県の地域を区域として設立されたアミューズメント施設営業者の団体で、第1条の目的に賛同して本会に入会したもの

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体で本会に入会したもの

2 正会員は、民法上の社員とする

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 前条の承認を得て正会員となった者は、遅滞なく入会金を納入しなければならない。

2 正会員は、年度ごとに会費を納めなければならない。

3 入会金及び会費の額は、総会において定める。

4 本会の運営上特に必要があるときは、総会の議決を経て、正会員から臨時に運営費を徴収することができる。

5 前各号の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、これらの規定中「正会員」とあるのは「賛助会員」と、「総会」とあるのは「理事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。

2 前号の規定により退会する場合においては、あらかじめ会長に退会届出書を提出しなければならない。

3 会員が解散し、又は死亡したときは、当該会員は前項の手続きを要せず、当然に退会する。

(除名)

第8条 正会員が次の各項のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の表決権の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しく損し、又は信用を失わせるような行為があったとき

(2) この定款又は総会の議決に違反する行為があったとき

(3) 著しく会費の納入を怠ったとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対し、あらかじめその理由を通知して、総会において、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該正会員の代表者の所在が不明のため、通知することができないときは、この限りではない。

3 前2項の規定は、賛助会員の除名について準用する。この場合において第1項中「正会員が」とあるのは「賛助会員が」と、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員の」とあるのは「理事の」と、第2項中「正会員の代表者」とあるのは「賛助会員(当該賛助会員が団体である場合にあっては、その代表者)」と、「総会」とあるのは「理事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

(拠出金の不返還等)

第9条 退会し、又は除名された者が、退会し、又は除名される前に本会に納入した入会金、会費その他の金品は、返還しない。

2 退会し、又は除名された者であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 理事 30名以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事たる理事の数を含む。)
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 理事及び監事を選任は、総会において行い、国家公安委員会の承認を受けるものとする。

2 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事の互選とし、理事でなくなったときは、その地位を失う。

3 理事については、親族その他特別な関係にある者(以下「特別利害関係者」という。)の数が、その総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、理事の特別利害関係者になることができない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を執行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐して本会の会務に参画し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事は理事会を組織し、本会の会務の執行の決定に参画する。

6 監事は、次に掲げる職務を行うほか、総会及び理事会に出席し、その会務に関して意見を述べることができる。

(1) 本会の財産の状況を監査すること

(2) 本会の会務の執行の状況を監査すること

(3) 本会の財産の状況又は会務の執行について不正の疑いがあることを発見したときは、これを総会及び国家公安委員会に報告すること

(4) 前号の報告を行うため必要があるときは、総会又は理事会を召集すること

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役人は、辞任し、又はその任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間は、従前の職務を行わなければならない。

(役員 の 解 任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の表決権の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

2 第 8 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任する場合に準用する。

(顧 問)

第 15 条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の名かから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に答え、又は会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

(名 譽 顧 問)

第 16 条 本会の活動に特に功労があり、理事会の推薦を受けた者に対して、総会の議決により名誉顧問の称号を与えることができる。

(報 酬 等)

第 17 条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

3 第 1 項の報酬の支給及び前項の費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 18 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第 20 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、会務の執行に関する重要な事項
(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき

(2) 監事が第12条第6項第4号の職務を行うため必要を認めるとき

(3) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して文書をもって会長に対して請求があったとき

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 監事が第12条第6項第4号の職務を行うため必要を認めるとき

(3) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して文書をもって会長に対して請求があったとき

(招集)

第22条 会議は、前条第2項第2号及び同条第3項第2号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第3号又は同条第3号第3号の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から起算して1箇月以内(理事会にあっては、15日以内)に当該会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、会議を構成する者に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の10日前(理事会にあっては7日前)までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合における理事会についてはこの限りではない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の代表者の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(表決権)

第25条 正会員は、総会において、正会員の構成員の数を基準として総会の議決で定める個数の表決権を有する。

2 理事は、理事会において、それぞれ1個の表決権を有する。

(議決)

第26条 会議の議事は、この定款の特別の定めがある場合を除き、出席した正会員又は理事の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない事由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは理事に表決を委任することができる。この場合において、書面表決委任者は、第 24 条及び前条の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

(議事録等)

第 28 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員及びその表決権の現在数又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員及び表決権の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び出席した正会員の代表者又は理事の名かからその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印しなければならない。

第 5 章 地区協議会

(設置)

第 29 条 本会の支部として、地区協議会を置く。

- 2 地区協議会の名称及び区域は、総会が定める。
- 3 地区協議会は、その置かれた区域において、第 3 条に規定された事業を行う。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、地区協議会の組織及び運営に関する事項は、理事会が定める。

第 6 章 専門委員会

(専門委員会)

第 30 条 会長は、本会の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、会長の諮問機関として専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 31 条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、本会の事務を処理するため、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第8章

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第33条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産には、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、総会で定めるところにより、会長が管理する。ただし、基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国際、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第35条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において正会員の表決権の3分の2以上の同意を得て、かつ、国家公安委員会の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画書及びこれに伴う収支予算書を作成し、総会の議決を経て、内閣総理大臣に届け出なければならない。事業計画又は収支予算書を

変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第 39 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、その成立の日まで、前年度の予算により収入支出を行うことができる。

(事業報告及び収支決算)

第 40 条 会長は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、事業報告書及びこれに伴う収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表並びに財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得た上で、内閣総理大臣に報告しなければならない。

(長期借入金等)

第 41 条 資金の借入れ(その事業年度内の収入をもって償還するものを除く。)をしようとするとき、又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの(収支予算で定めるものを除く。)をしようとするときは、総会において正会員の表決権の 3 分の 2 以上の同意を得て、かつ、国家公安委員会の承認を受けなければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において正会員の表決権の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、内閣総理大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第 43 条 本会は、民法第 68 条第 1 項(第 1 号を除く。)及び第 2 項に規定する事由が生じたときに解散する。

2 総会の決議によって本会が解散する場合には、総会において正会員の表決権の 4 分の 3 以上の同意を得て、かつ、国家公安委員会の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 44 条 本会が解散時に有する残余財産は、総会において正会員の表決権の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、国家公安委員会の承認を受けて、本会と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第 10 章 細則

(細則)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、会務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附則

1 この定款は、設立許可のあった日から執行する。

2 本会の設立当初の会員で、本会の設立により解散した全日本アミューズメントマシン・オペレーター連合会(以下この項において「連合会」という。)の会員であったもの

が連合会に納めた入会金及び平成元年度の会費は、第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づき本会に納めた入会金及び平成元年度の会費とみなす。

3 本会の設立当初の役員は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

4 本会の設立当初の役員の任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 年 3 月 31 日までとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、設立許可の日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

6 本会の設立当初の事業年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。